

公益社団法人山口県青果物基金協会定款

施行 平成25年8月1日

改定 平成30年10月15日

改定 令和4年10月27日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人山口県青果物基金協会(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山口県山口市佐山1200番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、果実及び野菜(以下、「青果物」という。)の安定的な生産出荷の推進、青果物生産農家の経営の支援、青果物の生産から流通加工及び需要の拡大等を図るための事業等を関係機関との密接な連携のもとに実施し、もって地域経済の発展とともに国民の健康維持及び消費生活の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青果物の価格差補給事業等に関する資金の造成及び管理に関する事業
- (2) 青果物の価格が大きく低落した場合に、農業経営への影響を緩和し、生産者の経営安定を図るための価格差補給事業及び補助金交付事業
- (3) 特定果実(果樹農業振興特別措置法に規定する特定果実をいう。)の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業
- (4) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援する事業
- (5) 青果物製品の原料として使用する青果物を安定的に供給する生産者に対し当該原料の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業
- (6) 青果物及び青果物製品の需要の増進を図るための事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか青果物の生産及び出荷の安定に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、山口県において行うものとする。

(規 律)

第5条 本会は、総会が別に定める倫理規定(自主行動基準)の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、本会の事業に賛同して入会した団体又は個人とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認をしたときは、その旨、当該申込みをした者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において定める入会金及び会費(以下、「会費等」という。)を支払わなければならない。

2 前項の会費等については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充当するものとする。

(退 会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款若しくは業務方法書に違反し、又は総会の決議に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 2年間以上、会費等を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総会員の同意があったとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与及び残余財産の処分

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面によって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議事録には、議長及び出席した会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上10名以内

(2) 監事1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 理事又は監事に変更があったときは、2週間以内に登記を行い、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理 事 会

(設 置)

第31条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集する者は、予めその理事会の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第39条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類はその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に、行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第44条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 業務方法書

(業務方法書)

第45条 第4条第1項各号に掲げる事業の実施については、業務方法書の定めるところによる。
2 業務方法書は、理事会の決議により理事長が定める。これを変更しようとするときも同様とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与)

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)は、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 理事及び監事の報酬等の規定
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第52条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営の内容、財務諸表等を積極的に公開するものとする。

2 情報の公開に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第53条 本会は、業務上知り得た個人情報について、その保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(委 任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の理事長を 金子 光夫、専務理事を 堀 覚 とする。
4. この定款の改定は、平成30年10月15日から施行する。
5. この定款の改定は、令和4年10月27日から施行する。